


所管部課	子ども生活部子育て支援課	部長	榎本 豊	
件名	東大和市母子・女性福祉資金貸付審査会要綱の一部を改正する要綱について			
		区分	1 審議事項	○
			2 報告事項	
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>平成26年10月1日施行の母子及び父子並びに寡婦福祉法による父子福祉資金の創設及び平成27年4月1日施行の東大和市組織規則の一部改正に伴い、本要綱の文言整理を行う必要があることから、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱名称の改正 「東大和市母子・女性福祉資金貸付審査会要綱」を「東大和市母子及び父子・女性福祉資金貸付審査会要綱」に改める。 ・「東大和市母子・女性福祉資金貸付審査会」を「東大和市母子及び父子・女性福祉資金貸付審査会」に改める。 ・「子育て支援課母子・女性相談係長」を「子育て支援課ひとり親・女性相談係長」に改める。 ・「母子・女性相談員」を「ひとり親・女性相談員」に改める。 <p>(2) 施行日 平成27年4月1日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。